

## 第 4 次沖縄県障害者基本計画の体系における主な取組

### 1. 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり(共生社会の構築)

#### (1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進

##### ① 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的な推進

- ・ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）及び障害者差別解消法の周知啓発、各障害特性への理解促進等を目的に、県民向けの普及啓発イベントの開催やマスメディア、SNSを活用した情報発信の実施

##### ② 権利擁護システムの強化・推進

- ・ 日常生活自立支援事業の推進体制の強化、市町村における成年後見制度利用促進の体制づくりの支援（利用促進計画の策定や中核機関の設置に向けた関係機関との連携や関係職員向け研修の実施）
- ・ 運営適正化委員会等による苦情解決体制の整備と迅速な対応の促進など

##### ③ 第三者評価等によるサービスの向上

- ・ 福祉サービス第三者評価事業の評価調査に必要な実践的知識や技術の取得を目的とした研修の実施

##### ④ 障害者虐待防止の推進

- ・ 障害者虐待防止法に基づく通報義務や、市町村障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センター等に関する周知
- ・ 市町村職員や障害福祉サービス事業所等を対象とした研修の実施や、県自立支援協議会における虐待防止ワーキングの設置など、障害者虐待の防止、関係機関との連携体制の構築

##### ⑤ 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成

- ・ 沖縄県障害者自立支援協議会権利擁護部会設置による関係機関との連携体制の構築

##### ⑥ 選挙に際しての配慮

- ・ 点字版や音声版の選挙のお知らせ、選挙公報の配布
- ・ 障害者等の利便性を考慮した場所への投票所の設置や設備等のバリアフリー化の促進

#### 【課題等】

- ・ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例、障害者差別解消法、障害者虐待防止法などの周知啓発等の取組の継続

- ・日常生活自立支援事業における利用者に対して支援を行う生活支援員の確保、定着

## (2)障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化

### ①広報啓発活動等の推進

- ・心のバリアフリー推進事業、障害者理解促進事業、精神保健福祉普及大会の開催、発達障害啓発週間に関する事業などの各種イベントや表彰、マスメディアやホームページ等広報媒体を活用した啓発活動の推進
- ・ヘルプマークの配布

### ②障害や障害者に対する理解を深める教育の推進

- ・交流及び共同学習の推進による障害や障害者への理解を深めるための教育の充実
- ・発達の気になる児童への支援のための登録制アドバイザーによる保育者への研修の実施
- ・障害のある人が地域社会において活躍できる環境づくりのため、障害・障害者理解や差別等の禁止等について県民の関心と理解を深めるための、講座の実施

### ③ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制

- ・NPO法人の設立を考える団体に対しての相談や申請書類作成に関する支援、既に設立済みのNPO法人に対する法人運営に必要な手続きの支援

## 【課題等】

- ・障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の取組の継続
- ・コロナ禍における大会等イベントの開催方法の検討
- ・教育委員会と福祉部局の連携
- ・障害児保育施策の実施のための保育士の育成・確保支援
- ・学校における障害者の理解を深める学習の充実

## (3)相談支援の充実

### ①相談支援の充実

- ・障害の種別や各種ニーズに対応する、総合的な相談支援業務（身体障害・知的障害・精神障害）、専門的な相談の実施等、相談支援体制の充実のため基幹相談支援センターの設置促進にむけた市町村向けの連絡会等の実施
- ・障害福祉圏域アドバイザーの配置による相談支援体制の充実・強化
- ・相談支援従事者研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修などの実施による相談支援専門員等の養成・確保並びに資質の向上

## ②障害者のエンパワメント支援

- ・ 障害者の社会における活動の充実と発展を図るための事業を行う法人等への補助金交付による当事者活動の支援体制の強化
- ・ ピアカウンセリング等の充実

### 【課題等】

- ・ 障害の種別や各種ニーズに対応する、総合的な相談支援業務、専門的な相談に対応出来る質の高い相談支援専門員の確保
- ・ 障がい者を取りまく多様な課題や社会的ニーズに対応するため、高度な相談支援に対応出来る専門知識や経験を有した人材の育成
- ・ 離島地域における自立支援協議会に参画し施策を推進するための専門人材の確保、限りある島内資源での支援体制づくり、人材育成や資源確保
- ・ 相談支援専門員の処遇改善、多様化する障害福祉サービスやニーズに対応していくための、法定研修以外の圏域、市町村単位での研修の活性化の必要性
- ・ 市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ・ 市町村における身体障害者相談員や知的障害者相談員等の配置や相談員への支援体制
- ・ 障がい者を取りまく多様な課題や社会的ニーズに対応するため、高度な相談支援に対応出来る専門知識や経験を有した人材の育成

## (4)人間優先の福祉のまちづくり

### ①公共空間等の整備

- ・ 高齢者や障害者等をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由な行動や社会参加ができる地域社会を実現するため福祉のまちづくり条例を運用、多数の者が利用する公共施設等のバリアフリー化の促進
- ・ 観光バリアフリーの促進、都市公園のバリアフリー化の促進

### ②住環境の整備

- ・ 民間住宅のバリアフリー工事等に対する支援事業への支援
- ・ 沖縄県居住支援協議会への支援による住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、公営住宅における障害者世帯の入居優遇措置の実施
- ・ 公営住宅等整備事業によるバリアフリー化の推進
- ・ 障害児者福祉施設整備事業によるグループホームの整備

### ③移動、交通手段の整備

- ・ ノンステップバスの導入支援、コミュニティバスの導入支援による障害者の移動手段の確保
- ・ 空港や港湾等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

- ・歩道の設置、段差解消・勾配改善等歩行空間のバリアフリー化の促進、点字ブロックの設置や修繕による歩行空間の整備

#### 【課題等】

- ・パーミット制度の導入に向け、既に制度を導入している市との連携や、施設管理者との駐車区画の確保等の調整
- ・観光バリアフリーに取り組む県内の事業者の更なる受入強化
- ・既設の公園施設におけるバリアフリー化の促進

### (5)防災等対策の推進

#### ①防災対策の推進

- ・市町村へのアドバイザーの派遣やセミナー等の実施による災害時要援護者名簿の作成や名簿登載者の個別避難計画の策定に係る支援
- ・障害児者福祉施設等整備事業による社会福祉施設等の耐震化

#### ②防犯対策の推進

- ・防犯に関する相談への対応や情報の発信

#### 【課題等】

- ・災害時要援護者名簿に登載されている要支援者の個別支援計画の策定の促進、福祉避難所運営のための介護等専門職員・資機材・設備の確保、社会福祉施設の耐震化の促進

### (6)情報のバリアフリー化の推進

#### ①情報活用の利便性の向上

- ・点字図書の貸出や字幕映像ライブラリーの貸出等への補助の実施、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成講座による体制づくり、観光バリアフリーのポータルサイトの運営

#### ②意思疎通(コミュニケーション)支援の推進

- ・手話通訳者の設置の促進、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣や養成講座の実施、盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会への指導者養成

#### 【課題等】

- ・視聴覚障害者の情報ニーズの多様化を踏まえた情報提供施設の充実
- ・手話通訳者の設置など意思疎通支援事業の実施体制の整備の支援

## 2. 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり(自立・社会参加の拡大)

### (1) 雇用の拡大、就業の促進

#### ①雇用の拡大、就労支援の充実

- ・ 障害者雇用推進に関するリーフレットの作成など関係機関の周知、啓発セミナー等の開催
- ・ 障害者雇用に積極的な事業所の表彰及び優秀勤労者の表彰、障害者職場適応訓練の推進
- ・ 各障害者就業・生活支援センターにおける相談支援体制の充実、障害者等雇用開拓・定着支援アドバイザーの配置
- ・ 就労移行等連携調整事業による障害者の福祉施設から一般就労への移行の推進

#### ②福祉的就労の充実と工賃の向上

- ・ 障害者工賃向上支援事業での就労系サービス事業所への経営コンサルタントの派遣などによる雇用の場の拡大や工賃向上の推進
- ・ 沖縄県障害者優先調達推進方針の策定及び就労支援施設等からの物品等の優先調達にかかる周知

#### ③障害者の職業能力開発の推進

- ・ 職業能力開発校における職業訓練の充実

#### 【課題等】

- ・ 企業に対する障害者雇用の促進に向けた啓発・相談支援体制など取組の継続
- ・ 障害者就業・生活支援センターによる相談支援体制の拡充、生活支援担当職員資質向上や、各支援機関との連携、障害者の定着支援のための働きやすい職場環境づくり
- ・ 障害者優先調達推進法の取組の働きかけや、事業所の運営の適正化等による工賃水準の引き上げ

### (2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実

#### ①インクルーシブ教育システムの推進

- ・ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限りともに教育を受けられる学びの場の整備

#### ②早期教育の充実・学校教育の充実

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部等早期からの保護者への相談・支援体制の強化
- ・ 特別支援学校の専門性を生かし、障害のある幼児児童生徒とその保護者への支

援を行うとともに、地域の幼稚園、保育所、認定こども園、小中高等学校に対する支援等による地域の特別支援教育の充実

- ・改築改修等工事におけるユニバーサルデザインの採用や、学校における必要に応じたバリアフリー化への対応

### ③特別支援教育の人材育成

- ・特別支援教育コーディネーター養成研修や特別支援教育実践推進研修等による特別支援教育に中心的に関わる人材の育成
- ・特別支援教育の充実のための研修会の実施や、特別支援学校教員免許認定講習の実施による専門性の向上の推進

### ④生涯学習、社会教育の充実

- ・青少年の家におけるバリアフリー化への対応、県立図書館への拡大図書機、リーディングトラッカーの設置、学習講座のプログラムの開発、講座のライブ配信、オンデマンド教材の製作及び配信

### ⑤充実した教育、療育の実施

- ・巡回アドバイザーや専門家チームの派遣、教育・医療・福祉等早期支援地方協議会の実施等、就学前からの早期の療育・就学相談、就学後の継続した教育相談や進路相談、就労支援等、一貫した相談体制の実施

### 【課題等】

- ・早期の教育相談や教育的ニーズの把握による就学支援の充実や通級による指導の推進、学びの場の柔軟な見直し、教員の専門性の向上、施設の基礎的環境整備の充実

## (3)スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進

### ①スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進

- ・障害者スポーツの振興や環境整備等のための補助の実施、全国障害者スポーツ大会への派遣やスポーツ大会等の開催、県立博物館・美術館における各種展覧会入場料の障害者割引制度の実施
- ・観光事業者向けセミナーの実施やアドバイザーの派遣などバリアフリー対応にむけた支援
- ・沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業における聴覚障害者向けの演劇ワークショップの開催

### ②社会参加の促進

- ・障害者の社会における活動の充実と発展を図るための事業を行う法人等への補助金交付による当事者活動の支援体制の強化

## 【課題等】

- ・新型コロナウイルスの影響によるイベント等の中止・延期
- ・障害者割引制度の周知など

### 3. 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり(保健・医療・福祉サービスの充実)

#### (1) 保健・医療・福祉サービスの充実

##### ① 保健・医療サービスの充実

- ・ 妊婦健診審査支援事業、乳幼児健康診査の充実、先天性代謝異常等検査による疾病の早期発見及び早期治療体制の強化、障害者歯科医療の研修への補助

##### ② 障害福祉サービス等の充実

- ・ 障害者介護給付費等事業費、療養介護医療事業費、重度障害者に係る市町村特別支援事業等、個々のニーズに適したサービスの供給
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための事業者等に対する集団指導や指導監査、障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実や情報公表制度の普及啓発
- ・ 障害の種別や各種ニーズに対応するための総合的な相談支援業務、専門的な相談の実施等、相談支援体制の充実
- ・ グループホームの提供体制整備
- ・ 重度心身障害者医療費助成事業の実施、レスパイトケアを実施できる事業所の確保を図るための補助の実施など医療的ケアが必要な障害児者への支援の充実
- ・ 身体障害者相談判定事業、知的障害者相談判定事業による巡回相談の実施

##### ③ 精神障害者の保健・医療・福祉の充実

- ・ 自立支援医療（精神通院医療）、沖縄県精神科救急医療体制整備事業の実施、難治性精神疾患地域連携体制整備事業など地域定着に向けた支援や地域生活に必要な支援体制の強化

##### ④ 総合リハビリテーションシステムの整備

- ・ 自立支援協議会を設置し、総合的なリハビリテーションの整備

##### ⑤ 福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進

- ・ 沖縄県介護実習・普及センターにおける介護講座やイベントの実施など相談体制の充実
- ・ 補装具等の給付、身体障害者補助犬の給付による障害者の自立及び社会参加の促進

## ⑥各種制度の周知

- ・ 自立支援医療制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）など各種制度の周知
- ・ 身体障害者手帳等所持者の各種減免制度や生活福祉資金貸付事業等、障害福祉サービス等に関する相談支援についての周知

## 【課題等】

- ・ 障害者の歯科治療の普及啓発及び歯科医療体制の維持
- ・ 八重山圏域における認知症疾患医療センターの体制整備
- ・ 障害福祉サービス事業所等の質の向上のための効率的・効果的な指導・支援、支援体制の強化
- ・ 障害の種別や各種ニーズに対応する、総合的な相談支援業務、専門的な相談に対応出来る質の高い相談支援専門員の確保
- ・ グループホームの提供体制の整備
- ・ 医療的ケア児の受け入れ体制の整備
- ・ 緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適正な医療を受けるための精神科救急輪番体制の構築、休日・夜間相談の確保

## (2)発達障害児(者)等の支援

### ①発達障害児(者)に対する総合的な支援

- ・ 発達障害者支援センターの拠点機能の充実、発達障害に関する普及啓発及び地域における相談窓口機能の充実

### ②高次脳機能障害者についての支援

- ・ 高次脳機能障害支援拠点機関との連携による専門的な相談支援、支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修など支援体制の充実

### ③難病患者等についての支援

- ・ 難病相談支援センターにおける相談事業、各種講演会や研修会の実施、就労相談やハローワーク等と協力した就労支援の実施、ピアサポート相談、患者会の支援等
- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成の実施、小児慢性特定疾病児童等への日常生活用具給付事業、ピアカウンセリング事業、訪問看護サービスを活用したレスパイト事業の実施



### 【課題等】

- ・発達障害に関する相談窓口の設置など市町村の支援体制の整備、拠点機能充実のための人材の確保
- ・高次脳機能障害に対する理解促進、相談支援の充実、支援拠点機関における支援体制の充実
- ・小児慢性特定疾病児童等に係るレスパイト事業の年間の利用時間や対象者要件の拡充

### (3)障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上

#### ①保健、医療の専門職員の養成、確保

- ・看護職員を確保するため、「新規養成」「復職支援」「離職防止・定着促進」を柱とした看護職員の確保及び資質向上

#### ②福祉サービスの人材確保、資質の向上

- ・福祉人材研修センターにおける社会福祉事業従事者に対する業種別・階層別の知識や専門技術に関する研修の実施、介護福祉士養成施設及び介護や福祉の職能団体に対する講話、介護体験、オープンキャンパスや講演会など福祉・介護の魅力を発信する広報活動への支援

### 【課題等】

- ・各階層に応じた福祉職員としての資質・専門性を高める効果的な研修となるよう階層の見直しの検討
- ・各介護福祉士養成施設での課題や情報の共有、意見交換を通じた人材の確保

## 第 5 次沖縄県障害者基本計画策定に係るアンケートについて

### 【障害者及び事業所向けアンケートについて】

#### 1 調査対象

##### (1) 沖縄県全域の障害（児）者等 1,700人

対象者の内訳

① 身体障害	対象数	70,007人	抽出数	895人
② 知的障害	対象数	17,011人	抽出数	217人
③ 精神障害	対象数	32,026人	抽出数	409人
④ 発達障害	対象数	3,630人	抽出数	46人
⑤ 難病	対象数	10,414人	抽出数	133人
	合 計	133,088人		1,700人

##### (2) 一般企業及び公共的事業所 163箇所

###### ① 一般企業 100社

直近の沖縄県内企業売上高上位100社

###### ② 公共的事業者（国・県の関係機関、市町村、公益事業等の事業所等） 63箇所

ア 国の機関	(沖縄総合事務局、那覇地方裁判所など)
イ 独立行政法人等	(琉球大学、沖縄開発金融公庫)
ウ 県の機関	(沖縄県、沖縄県教育委員会など)
エ 関係機関	(沖縄県社会福祉協議会、沖縄県社会福祉事業団など)
オ 市町村	
カ 公益事業所	(NTT西日本、琉球銀行など)
キ 公共交通機関	(沖縄都市モノレール株式会社、社団法人沖縄県バス協会など)
ク その他の機関	(福祉事業を実施している法人)

#### 2 調査の実施方法

調査方法は、郵送又はwebによるアンケート形式

#### 3 調査の実施状況

10月中旬頃	順次発送
11月12日	回答期限
1月	結果報告

### 【関係団体アンケートについて】

#### 1 実施方法

関係団体 19団体に対し、郵送にて実施

#### 2 調査の実施状況

10月19日	発送
10月29日	回答期限
11月2～5日	ヒアリング

## 第5次沖縄県障害者基本計画素案策定に係る関係団体アンケート

## 1. 共生社会の実現に向けての課題は何ですか。

- 社会が「安心・安全」を追求すれば、リスクをはらむあらゆる逸脱やイレギュラーはこれを排除ないし管理せねばという方向に必然的に進むはずです。コロナ禍における「自粛警察」や、マスク、ワクチンに関わる同調圧力のさまを見ていても同様に課題を言葉にすれば、「安全と自由の対立」ということになるかも知れませんが、この「対立」を、「交渉と対話」へ変えていく必要があると感じます。そのためには、まず個人がもっと自由に根差した主体性を発揮・涵養することのできる教育や環境づくりが、第一歩としては求められるのではないのでしょうか。
- 人権尊重に基づいて、多様な生き方を相互理解することによって障がいあっても高齢になっても暮らし続けられる社会の実現
- 誰一人取り残さない地域社会 SDGs (持続可能な開発目標)の視点で考える地域づくり
- 障害の有無にかかわらず、県民の意識が希薄の為に実現には啓発活動が必要となるが、コロナ禍以前より、自分自身の生活に余裕がないために、他人への感情移入ができない。まず県民の生活基盤を安定させる施策が必要となる。さらに、幼少年期より障がいやジェンダーニュートラルなど多様性のある社会に対する知識や教育が必須と考える。
- ひとことでは、分断されていることです。制度上のジレンマは障害者手帳がないと制度のメリットを活用できないのですが、その手帳が無いと制度を使えない。というのも分断だと思えます。難病を抱えている人の8割(大まか)は、障害者手帳を持っていません。
- 社会に存在する差別をなくすこと。
- 障害者の特徴や特性への理解を広めていく
- 合理的配慮を義務化
- 障害を理由とする差別の解消
- 障害者との交流
- 地域社会での役割を与えていく(例:地域の清掃、夜回りなど)
- 知らない人でも、挨拶することが人とのつながりを強める第一歩。しかし、現在声かけから、犯罪に巻き込まれるのではないかと勘ぐってしまう社会情勢である。挨拶される側の警戒心、それを感じ取り挨拶する側の躊躇など、これらのことに課題があると思う。
- 手話通訳者の不足
- 手話通訳者の身分保障
- ろう者に特化した相談員の設置
- 共生社会、幅広くてイメージしづらいですが、ろう者ときこえる人がともに暮らす社会に向けてということで、教育的視点では、行政と学校の管理職の理解が大変重要だと思えます。現場の先生や親がどれだけ頑張っても、予算や配置の面で

決定する側が行政なので、行政が現場に歩み寄る姿勢がほしいこと、実際にろう者と交流、手話に興味をもつことが重要だと思います。

- 障害への理解がまだまだ不足している。小学校など教育機関において、障がい者との交流する機会を設けたり、障がいについての理解を深める時間を確保し、知識と実際の交流で障がいへの理解を深めてほしい。
- 障がい者の経済活動への参加が未だに限定的であること。障がい者の就労について、その質の向上と量の拡大が必要。もっと付加価値の高い仕事に就き、高い工賃や給料を得て、経済力を付ける。障がい者の就労参加が広がれば、自ずと社会参加が広がり、共生社会の実現が近づくとと思います。

## 2. 障害児（者）が住み慣れた地域で安心して暮らしていく上での課題は何ですか。

- 近代社会が制度やシステムを組み立てていくのと同時に、セーフティネットとして機能していた中間共同体村落共同体は既に失われてしまったと感じます。「助け合う隣近所」としての地域が、また戻ってくることはおそらく期待できないのではないのでしょうか。（端的に言えば「国家」が「地域」にとってかわったということですが）障がいがあったとしても衣食住を満たすことはおそらくいまの社会でも既にできるのですが、障がいがない人と同様、心の安心や生きがいを得るためには、コミュニティに複数属することが必要だろうと思います。SNSでも作業所でもいいのですが、濃密すぎない緩やかな紐帯がたくさんあるといいのですね。
- ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンの理念を社会政策として実行できていないこと。
- 障がいがある子どももいない子どもも、その子の特性に応じた学習環境や配慮を行っていき、一緒に学ぶことが出来る教育環境の整備。
- 全国において、地域での障害者施設建設への地域住民の反対運動が未だに行われている。
- 安心できない事例としては、在宅で医療的ケアを受けている者（児）です。例年の台風時、大規模災害時での停電による医療機器の停止が生命の危機となり、安心しては暮らしていきません。新型コロナ禍でもあり、病院への避難、避難所への避難は、持病を抱えている人にとっては安心できる場所ではありません。
- 私たち盲ろう者は外見からは、一般の方と同じ。道を歩いても道路でつまづいたり、真直ぐ歩けずいたりと周りから理解されずに不思議に思われる事がある。地域社会が盲ろう者が存在する事を理解して欲しい。
- 高度医療のサービスの提供、医療従事者の定着。
- 子供から大人へ成長に合った移行期医療などの切れ目のない医療体制の整備。
- 医療的ケアを必要としている障害者へ通院のためのタクシーチケット等の配布。
- 先に述べたように地域住民どうしの挨拶や、会話の機会。
- 障害のある人やその家族が何に困っているのか？を知る環境。

- 地域住民の障害者への理解。
  - 本会が設置する「沖縄県地域生活支援センター」が支援する障害者の中には、住み慣れた地域で暮らしたいと希望しても、身近な地域にグループホームや福祉施設などの生活の拠点となる社会資源が限られていたり、民間アパートへの入居に際しても、保証人が確保できずに入居を断られるケースがある。生活の拠点となる社会資源の確保と居住支援のさらなる充実が課題である。
  - 視覚障害者に特化した老人施設やグループホーム等高齢になっても安心して暮らせるサービスの提供
  - 市町村の広報誌や文書は、点字、音声訳をして情報提供をしてもらいたい。
  - ろう者と手話に対する理解と支援。ろう学校の生徒は、北中城村に通学しています。地域の同年代の子どもとの交流がなかなかありません。当事者、その家族のみの努力に任せるのではなく、その地域、自治体がろう者、他、盲、知的障害など色々な当事者を採用することが視点が広がると思います。福祉機関などの雇用問題とつなげて考えていくことが重要ではないでしょうか。手話サークルや他、その企画を積極的に推進する地域の人々が必要です。(当事者と理解する聴者の人材教育)
  - 地域との繋がり。障がい者も施設も地域と関わり合いを持って生活することで、お互いに顔が分かり、安心感が増す。
  - 緊急時の対応。緊急時や災害時の対応も含め、予め地域と繋がっている事。独居生活で、地域との関わりがそもそもない障がい者への対応の準備。
  - 居住環境の整備。グループホームの数が不足しており、居住面のハード整備が求められる。
3. 障害児（者）への支援を考える上で県や市町村など行政に望むことは何ですか。
- 福祉が充実していると言われる北欧の街は、一方で、実はぜんぜん「バリアフリーではない」という話があります。デコボコの道であっても、まわりの人と交渉すれば不便なく外出を楽しむことができるし、そうした社会のほうがるかに強靱であろうということ。日本では、ハードとして摩擦のないまちづくりを推進した結果、素晴らしく便利ではあっても、人と人とが交流して対話をする機会がひどく乏しい社会になってしまったように感じます。「国家」が「地域」にとってかわったという一例でもありどういった世の中にしたいのか、という基幹コンセプトが大事ではないかと思えます。
  - 障がい者の実態把握（社会調査やアセスメント）に基づいた、障がい児者施策化
  - 福祉施策に限らず、教育、交通等あらゆる施策協議・決定の場に当事者が参画できるシステム
  - 地域生活を支える「地域福祉」推進する施策重視による、生活エリア（小学校区等）で、生活・相談支援の拠点化（現在の委託相談等）
  - 市町村においては、日常生活用具給付事業の機種として、「発電機・蓄電池」の導

入を早め実施して欲しい。他府県の市町村では導入が令和2年度から実施されて拡大している。

- 災害時避難行動要支援者の個別支援計画作成及び更新が進んでいない現状があるが、例えば民生委員が計画書を作成したら報酬支給するなど、出来る手法を考えて欲しい
- 指定難病・小児慢性受給者証でも、駐車場や県立図書館などの優遇制度などを採用して欲しい。(市町村へも同じ)
- 盲ろう者向け通訳、介助員養成講座の案内をするが県、市町村職員の参加がない。  
1、2名でも口座に参加し理解を深めてほしい。
- 障害者福祉による就労支援。
- 地域によって差がない障害児の保育から小中高までの教育体制の整備。
- インクルーシブ教育にあたって、教員や専門知識をもつ支援員の増員。
- 心臓移植や難病等の県内では対応できない患者への移動費及び住居費等の助成。
- 障害児(者)が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための課題を解決するための地域イベント、コミュニティなど企画・立案する際の、知識、人員、経済的な支援。
- 「沖縄県福祉サービス運営適正化委員会」に寄せられる福祉サービスに関する苦情相談は年々増加傾向にあり、なかでも障害分野に関する相談が多い。民間事業者の参入が進む障害福祉サービス事業所において、事業所段階での苦情解決の仕組みの整備(苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の配置等)が図られるよう、指導監査等を通じた行政のチェック・指導助言を強化していただきたい。
- 福祉的な支援が必要な元受刑者の帰住先に関する社会資源の確保と居住支援の充実に関連して、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、県営住宅については「沖縄県賃貸住宅供給促進計画」に要配慮者に対する公営住宅の供給促進が位置づけされているが、現状では、それぞれの受刑者の満期出所日と公営住宅の入居募集のタイミングが合わないことが多く、活用が進んでいない状況である。公営住宅の確保や優先入居などのさらなる配慮をいただければ、支援の選択肢が広がる。
- 地域における権利擁護支援体制の強化。障害児(者)の支援も含めた、市町村段階の総合的な権利擁護支援体制づくりは急務になっていると感じます。成年後見制度利用促進法に基づき市町村計画策定や中核機関設置を進め、総合相談対応や人材育成、日常生活自立支援事業の充実などについて、県や市町村が積極的に進めていただけるよう望みます。
- 施策協議等の場への障害者参画。
- 行政職員への障害理解。
- 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施。
- 視覚障害者への代読代筆サービスの実施。
- ろう者に特化した相談窓口の充実。
- 手話通訳者の育成。手話講師の育成。

- ろう学校、地域の小中高へのろう教員の配置を積極的に考慮していただきたいです。同じろう者がモデルとなり、手話でのコミュニケーションの楽しさ、インクルーシブ教育の視点で意見を述べる等の教育的環境が大変重要であるからです。ろう者の場合、雇用問題、孤立しないような心理的ケア、相談員の配置等、手話ができる職員を増やす等の取り組みを推進してほしいと思います。また、手話通訳派遣の数が平日、昼間は限界があるようなので、専用手話通訳の検討をお願いしたいです。県庁、教育庁、福祉、医療機関、それぞれに専用の手話通訳配置はいかがでしょうか。
  - 障がい者への仕事の安定的な確保。障害の特性に応じた作業機会を、行政が率先して均等に与えてほしい。障がい者優先調達推進法がもっと浸透し、障がい者施設に優先的に官公需の発注を行ってほしい。役務提供については、一般企業等へ発注している業務の一部を切り離し、障がい者就労支援施設等へ発注するなどの工夫、見直しを希望する。また行政等が通知数文書のラベル貼りや封入れ作業等の業務を障がい者就労支援施設等へ発注してほしい。
  - イベント等における就労機会の提供。行政主催のイベント等における販売ブースの提供や事前、事後の清掃業務の発注について、障がい者就労施設等へ積極的に発注してほしい。
  - 障がい者の移動・交通手段の整備。障がい者の社会参加の促進を図る上で、移動・交通手段の整備は欠かせない。バリアフリーの促進、視覚障がい者用の信号機の設置、点字ブロックの整備を行ってほしい。
4. 今後、障害者基本計画を策定、実施する上で、強化すべき又は新たに検討すべき施策がありますか。
- 情報アクセシビリティの強化。
  - 福祉教育や多様性教育の実践。
  - 生活保護の捕捉率の問題などもありますが、社会のなかに既にある機能を、必要な人がしっかり使えることがひとまず重要と思います。情報格差を少なくすることがひとつ。それから情報があっても、「世間に迷惑がかかるから」とか「恥ずかしいから」利用しないということがなくなるように、義務教育からでも、人々の意識を変えていくような、ある種の信念が必要なのではないのでしょうか。
  - 週 20 時間以内の就労体系や介護サービスを受けながらも働けたり、リモートワークなどの多様な働きが選択できる仕組み。
  - 企業や学校等に対して、合理的配慮を具体的に推進する（福祉、労働行政を横断的に）ために、市町村に拠点・人材配置。
  - アクセシビリティに基づいたデジタル化支援。
  - ピア・サポーター育成・その活躍（報酬）の場の提供。
  - 人材育成。盲ろう者向け通訳、介助員の増加。いつでも自由に外出ができるようにして欲しい。特別支援学校の『病弱学級』という名称変更。

- 内部障害者のための授産施設の設置。
- 職業能力開発支援。
- 透析患者がシャント肢の見た目を気にし、半そで制服の会社へ就労することを断念した例があることを聞きました。就労しやすい環境が作られることを願っています。
- 内部障害への理解を深めるための早急な政策の策定。
- 権利擁護に関する総合的な相談窓口の設置、成年後見制度利用の促進。
- 専門職団体と連携した第三者後見人の養成。
- 社会福祉法人による法人後見の促進のための支援。
- 日常生活自立支援事業の活用促進。
- 音響付き信号機の設置や、点字ブロック・エスコートゾーンの敷設、視覚障害者単独でも移動できる環境整備。
- デジタル庁が創設されたが交通等様々なシステムが視覚障害者や高齢者でも使えるシステムとなることを望みます。
- 手話通訳者の増員。
- 手話通訳者の身分が正職員、またはそれに準ずる待遇であること。
- 市町村に正職員として手話通訳者を設置すること。
- 市町村の相談窓口に、ろう者を職員として採用・設置すること
- 障害者基本計画の県の方針をろう者への勉強会を求めます。当事者ぬきで専門家だけで進めるのではなく、当事者団体や当事者のニーズを集めて具体化して、ろう者、県民（聞こえる人やマイノリティー）が納得できる方法をお願いします。
- ヤングケアラー問題も目立ってきているので、当事者とその家族が負担のないような取り組みを入れていただきたいと思います。
- 福祉的就労の支援強化及び工賃の向上。障がい者への働く場の土台とも言える就労継続支援事業において、多様な障害特性に応じた幅広い就労の機会を増やしてほしい。
- 工賃向上の計画的な取り組み。
- 「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」等に基づく官公需の優先発注の推進。
- 障がい者就労支援施設等におけるコンサルタント及びアドバイザー派遣による工賃向上の取組み。・障がい者の「働く事」について、広報・啓発の取組み強化
- 企業等からの発注に繋がるような実践的な作業の様子を紹介、周知、広報してほしい。



## 障害関係法制度等の動向（平成 24 年以降）

### 平成 24 年

- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行（10 月）

### 平成 25 年

- ・「障害者基本計画（第 3 次）」閣議決定（9 月）

### 平成 26 年

- ・第 4 次沖縄県障害者基本計画（3 月）
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行（4 月）

### 平成 27 年

- ・「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行（1 月）
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定（2 月）

### 平成 28 年

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行（4 月）
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行（4 月）
- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行（5 月）
- ・「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8 月）

### 平成 29 年

- ・「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」決定（2 月）
- ・「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（3 月）

### 平成 30 年

- ・「障害者基本計画（第 4 次）」閣議決定（3 月）
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（4 月）
- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（6 月）
- ・「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を公表（10 月）
- ・「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の施行（12 月）

### 平成 31 年・令和元年

- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を公表（3 月）
- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行（6 月）

### 令和 2 年

- ・第 4 次沖縄県障害者基本計画・変更（2 月）
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（4 月）
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行（4 月）
- ・「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の施行（12 月）

### 令和 3 年

- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行（9 月）

第 4 次沖縄県障害者基本計画の体系

大分類	中分類	小分類		
1 障(共)生ある社会の構(不)人も共に支えあう環境づくり	(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進	①	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり案例に基づく施策の総合的な推進	
		②	権利擁護システムの強化・推進	
		③	第三者評価等によるサービスの向上	
		④	障害者虐待防止の推進	
		⑤	権利擁護機関の連携・ネットワークの形成	
		⑥	選挙に際しての配慮	
	(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化	①	広報啓発活動等の推進	
		②	障害や障害者に対する理解を深める教育の推進	
		③	ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制	
	(3) 相談支援の充実	①	相談支援の充実	
		②	障害者のエンパワメント支援	
	(4) 人間優先の福祉のまちづくり	①	公共空間等の整備	
		②	住宅環境の整備	
		③	移動、交通手段の整備	
	(5) 防災等対策の推進	①	防災対策の推進	
		②	防犯対策の推進	
	(6) 情報のバリアフリー化の推進	①	情報活用の利便性の向上	
		②	意思疎通(コミュニケーション)支援の推進	
	2 障(自)立ある社会が加(ま)い(ま)き(と)活躍できる環境づくり	(1) 雇用の拡大、就業の促進	①	雇用の拡大、就労支援の充実
			②	福祉的就労の充実と工賃の向上
			③	障害者の職業能力開発の推進
		(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実	①	インクルーシブ教育システムの推進
			②	早期教育の充実・学校教育の充実
			③	特別支援教育の人材育成
④			生涯学習、社会教育の充実	
⑤			充実した教育、療育の実施	
⑥			高等教育における支援の推進	
(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進		①	スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進	
		②	社会参加の促進	
3 障(保)健ある社会が加(ま)い(ま)き(と)活躍できる環境づくり	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	①	保健・医療サービスの充実	
		②	障害福祉サービス等の充実	
		③	精神障害者の保健・医療・福祉の充実	
		④	総合リハビリテーションシステムの整備	
		⑤	福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進	
		⑥	各種制度の周知	
	(2) 発達障害児(者)等の支援	①	発達障害児(者)に対する総合的な支援	
		②	高次脳機能障害者についての支援	
		③	難病患者等についての支援	
	(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上	①	保健、医療の専門職員の養成、確保	
		②	福祉サービスの人材確保、資質の向上	

第 5 次沖縄県障害者基本計画の体系(案)

大分類	中分類	小分類	小分類事業の位置づけ(関連計画)	障害関係法令制度等の見直しに伴う基本計画への反映	
1 障(共)生ある社会の構(不)人も共に支えあう環境づくり	(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進	①	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり案例に基づく施策の総合的な推進	新たな振興計画 2-(4)-イ④ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 4-(2)-①②	
		②	権利擁護システムの強化・推進	新たな振興計画 2-(4)-イ④	
		③	3-(1)-② に統合		同取組は、障害サービスの向上を図る目的であり、3-(1)-②の「障害福祉サービスの充実」の取組の一つとしてまとめる。
		④	障害者虐待防止の推進		
		⑤	権利擁護機関の連携・ネットワークの形成		
		⑥	選挙に際しての配慮	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 7-(2)	
	(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化	①	広報啓発活動等の推進	新たな振興計画 2-(4)-イ④	
		②	障害や障害者に対する理解を深める教育の推進		
		③	ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制	新たな振興計画 2-(5)-イ①、②	
	(3) 相談支援の充実	①	相談支援の充実	新たな振興計画 2-(4)-イ④ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(2)-3	
		②	障害者のエンパワメント支援	新たな振興計画 2-(4)-イ①、④ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(1)、5-(2)-10	
	(4) 人間優先の福祉のまちづくり	①	公共空間等の整備	新たな振興計画 1-(1)-ウ⑤ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 1-(1)	
		②	住宅環境の整備	新たな振興計画 1-(1)-ウ⑤ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 1-(1)	
		③	移動、交通手段の整備	新たな振興計画 1-(1)-ウ⑤、3-(12)-エ① 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 1-(2)	
	(5) 防災等対策の推進	①	防災対策の推進	新たな振興計画 2-(4)-ウ②、2-(8)-ア②及びイ③、④ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 3-(1)	
		②	防犯対策の推進	新たな振興計画 2-(8)-ウ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 3-(3)、(4)	
	(6) 情報のバリアフリー化の推進	①	情報活用の利便性の向上	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 2-(1)、(2)	
		②	意思疎通(コミュニケーション)支援の推進	新たな振興計画 2-(4)-イ③ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 2-(3)	
	2 障(自)立ある社会が加(ま)い(ま)き(と)活躍できる環境づくり	(1) 雇用の拡大、就業の促進	①	雇用の拡大、就労支援の充実	新たな振興計画 2-(4)-イ③、3-(11)-ア③、5-(4)-ア② 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 8-(1)、(3)
			②	福祉的就労の充実と工賃の向上	新たな振興計画 2-(4)-イ③ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 8-(5)
			③	2-(1)-① に統合	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 8-(1)-5
		(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実	①	インクルーシブ教育システムの推進	新たな振興計画 5-(2)-エ② 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 9-(1)
			②	早期教育の充実・学校教育の充実	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 9-(1)
			③	特別支援教育の人材育成	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 9-(2)
④			生涯学習、社会教育の充実	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 9-(4)	
⑤			充実した教育、療育の実施	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 9-(3)	
⑥			高等教育における支援の推進	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 9-(3)	
(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進		①	スポーツ・レクリエーション活動の促進	新たな振興計画 2-(4)-イ③、3-(9)-イ③ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 10-(1)	
		②	文化芸術活動の促進	新たな振興計画 2-(4)-イ③ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 10-(2)	障害者芸術文化活動推進法施行に伴い、スポーツと分離記載
		③	社会参加の促進	新たな振興計画 2-(4)-イ③ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 10-(1)	
3 障(保)健ある社会が加(ま)い(ま)き(と)活躍できる環境づくり	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	①	保健・医療サービスの充実	新たな振興計画 2-(3)-イ	
		②	障害福祉サービス等の充実	新たな振興計画 2-(4)-イ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 3-(1)-②	
		③	精神障害者の保健・医療・福祉の充実	新たな振興計画 2-(4)-イ①	
		④	(削除)		計画の総論の中で理念として記載する。
		⑤	福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(6)	
		⑥	各種制度の周知		
	(2) 発達障害児(者)等の支援	①	発達障害児(者)に対する総合的な支援	新たな振興計画 2-(4)-イ② 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(2)-4、5-(4)	
		②	高次脳機能障害者についての支援	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(2)-5	
		③	難病患者等についての支援	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(2)-6 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 6-(5)	
	(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上	①	保健、医療の専門職員の養成、確保	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(7)-1 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 6-(4)	
		②	福祉サービスの人材確保、資質の向上	新たな振興計画 2-(7)-ウ② 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(7)	

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29

## 第45次沖縄県障害者基本計画

令和4年3月策定

沖縄県

## 目次

1		
2	I 総論	1
3	1 計画策定の趣旨	1
4	2 計画の性格	1
5	3 各施策に共通する基本的な視点	1
6	4 計画の期間	3
7	5 計画の管理体制	3
8	II 施策の展開方向	4
9	第4次沖縄県障害者基本計画の体系	4
10	<b>1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）</b>	<b>5</b>
11	（1）権利擁護に関する施策の総合的な推進	5
12	①沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的な推進	5
13	②権利擁護システムの強化・推進	5
14	③第三者評価等によるサービスの向上	6
15	④障害者虐待防止の推進	6
16	⑤権利擁護機関の連携・ネットワークの形成	6
17	⑥選挙に際しての配慮	7
18	（2）障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化	7
19	①広報啓発活動等の推進	7
20	②障害や障害者に対する理解を深める教育の推進	7
21	③ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制	8
22	（3）相談支援の充実	8
23	①相談支援の充実	8
24	②障害者のエンパワメント支援	9
25	（4）人間優先の福祉のまちづくり	9
26	①公共空間等の整備	9
27	②住宅環境の整備	10
28	③移動、交通手段の整備	10
29	（5）防災等対策の推進	11
30	①防災対策の推進	11
31	②防犯対策の推進	11
32	（6）情報のバリアフリー化の推進	11
33	①情報活用の利便性の向上	11
34	②意思疎通（コミュニケーション）支援の推進	12
35	②意思疎通（コミュニケーション）支援の推進	12
36	<b>2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）</b>	<b>13</b>

1	(1) 雇用の拡大、就業の促進.....	13
2	①雇用の拡大、就労支援の充実.....	13
3	②福祉的就労の充実と工賃の向上.....	14
4	③障害者の職業能力開発の推進.....	14
5	(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実 ...	14
6	①インクルーシブ教育システムの推進.....	14
7	②早期教育の充実・学校教育の充実.....	15
8	③特別支援教育の人材育成.....	15
9	④生涯学習、社会教育の充実.....	16
10	⑤充実した教育、療育の実施.....	16
11	⑥高等教育における支援の推進.....	16
12	(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進.....	16
13	①スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進.....	16
14	②社会参加の促進.....	17
15	<b>3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり（保健・医療・福祉サービス充実）</b>	18
16	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実.....	18
17	①保健・医療サービスの充実.....	18
18	②障害福祉サービス等の充実.....	19
19	③精神障害者の保健・医療・福祉の充実.....	20
20	④総合リハビリテーションシステムの整備.....	20
21	⑤福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進.....	20
22	⑥各種制度の周知.....	21
23	(2) 発達障害児（者）等の支援.....	21
24	①発達障害児（者）に対する総合的な支援.....	21
25	②高次脳機能障害者についての支援.....	22
26	③難病患者等についての支援.....	22
27	(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上.....	22
28	①保健、医療の専門職員の養成、確保.....	22
29	②福祉サービスの人材確保、資質の向上.....	23
30	Ⅲ 成果指標..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
31	1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）エラー! ブック	
32	マークが定義されていません。	
33	2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）エラー!	
34	ブックマークが定義されていません。	
35	3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり（保健・医療・福祉サービスの充実）	
36	..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
37		

# I 総論

## 1 計画策定の趣旨

本県では、平成6年度に策定した「沖縄県障害者福祉長期行動計画－障害者にやさしい福祉社会をめざして」から「~~第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～~~第4次沖縄県障害者基本計画」まで、障害者が社会の一員として共に暮らせる共生社会の実現に向け、様々な取組を推進してきました。

この間における障害者施策に関する国内法の制定・改正等の情勢変化やこれまでの障害者基本計画の進捗状況を踏まえ、本県においても、障害者が自らの意思で望む生き方を実現できる社会づくりを目指し、新たな障害者計画として「~~第4次沖縄県障害者基本計画~~第5次沖縄県障害者基本計画」を平成26年3月令和4年3月に策定し、計画期間である平成26年度から平成33年度令和4年度から令和13年度までの8・10年間における施策の展開方法並びに成果指標を定めました。

この計画においては、障害者基本法の目的及び基本理念を踏まえつつ、平成22年3月に策定した~~沖縄21世紀ビジョン~~新たな振興計画で示した将来像「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、障害者が地域社会の一員として、いきいきと暮らすことのできる社会の実現に向けて、障害者の権利擁護を推進するとともに、県、市町村、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制を構築することにより、障害者が自らの意思で望む生き方を実現できる社会づくりを目指します。

~~現行計画の計画期間の後期を迎えるに当たり、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を推進する活動計画として平成29年10月に策定された「沖縄21世紀ビジョン実施計画（後期）」との整合性を図り、障害者関係の法制度の改正状況その他社会情勢の変化を踏まえ、計画の見直しを行いました。~~

## 2 計画の性格

沖縄県障害者基本計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく沖縄県の障害者施策に関する基本的な計画であるとともに、本県の総合計画である「~~沖縄21世紀ビジョン~~基本計画新たな振興計画」と整合を図りつつ、市町村障害者基本計画策定の基本方針を示すものです。

これは、~~沖縄21世紀ビジョン~~基本計画新たな振興計画において示した将来像を実現するための、本県の障害保健福祉施策推進の基本的な考え方や具体的推進方策及び達成すべき指標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図ろうとする計画です。

また、本計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs推進方針」を踏まえ、誰一人取り残さない（leave no one behind）という理念のもと、SDGsを推進します。

## 3 各施策に共通する基本的な視点

(1) 障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援

1 障害者が自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえるとと  
2 もに、障害者施策の策定及びその実施に当たっては、障害者及びその家族等の関係者  
3 の意見を聴くなど、その意見を尊重するよう努めます。

4 障害者の施策決定過程への参画を促進する観点から、障害者施策に関する協議会等  
5 の障害者委員に対して、障害特性に応じた適切な情報保障等を確保します。

6 また、これら協議会等の会議資料等を始めとする障害者施策に関する情報の公開や  
7 障害者施策に関連する計画等に関する県民意見募集（パブリック・コメント）は、障  
8 害特性に配慮して実施するよう努めます。

9 あわせて、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決  
10 定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支  
11 援とともに、意思疎通の手段を選択する機会の提供を促進します。

## 12 13 (2) 施策の総合的な推進

14 障害者が乳幼児期から適切な支援を受けられるよう、福祉、医療、雇用、教育等  
15 の各分野の有機的な連携の下、各施策を展開し、支援を行うよう努めます。

16 支援に当たっては、県民が等しく地域社会の一員として、相互に人格と個性を尊  
17 重し、障害者の自立と社会参加を支援するという観点に立って行われることに留意  
18 します。

19 また、障害者施策に係る他の施策、計画等との整合性を確保し、総合的な施  
20 策の展開を図ります。

21 特に、離島における共生社会の構築、自立・社会参加の拡大などについては、離  
22 島地域で暮らし、生活する障害者への配慮に努めます。

## 23 24 (3) 障害特性等に配慮した支援

25 障害者施策は、性別、年齢、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態等に応じ  
26 た障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて、高齢に配慮し、策定及び実施します。

27 特に、女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困  
28 難な状況に置かれていることがあること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援  
29 が必要であることに留意します。

30 また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について、県民の更  
31 なる理解の促進に向けた広報啓発活動を行なうこととします。

## 32 33 (4) アクセシビリティの向上

34 障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して暮らすこと  
35 ができるよう、ソフト、ハードともにバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの  
36 向上を図ります。

## 37 38 (5) 障害者に対する差別等の解消

1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」及  
2 び「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成 25 年沖  
3 縄県条例第 64 号）」等に基づき、障害を理由とする差別等をなくしていく取組を推進  
4 します。

#### 5 6 4 計画の期間

7 ~~平成 26 年度（2014 年度）令和 4 年度（2022 年度）から令和 3 年度（2021 年度）令~~  
8 ~~和 13 年度（2032 年度）までの 8-10 年間~~とします。

#### 9 10 5 計画の管理体制

11 本計画は、~~沖縄 2-1 世紀ビジョン基本計画新たな振興計画~~との整合を図りながら、  
12 指標の達成状況について、沖縄県障害者施策推進協議会へ報告するなど、施策の効果  
13 的な推進を図ります。

14



# 1 II 施策の展開方向

## 2 第4・5次沖縄県障害者基本計画の体系（未修正）

大分類	中分類	小分類		
<p>1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり (共生社会の構築)</p> 	(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進	① 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的な推進 ② 権利擁護システムの強化・推進 ③ 第三者評価等によるサービスの向上 ④ 障害者虐待防止の推進 ⑤ 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成 ⑥ 選挙に際しての配慮		
	(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化	① 広報啓発活動等の推進 ② 障害や障害者に対する理解を深める教育の推進 ③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制		
	(3) 相談支援の充実	① 相談支援の充実 ② 障害者のエンパワメント支援		
	(4) 人間優先の福祉のまちづくり	① 公共空間等の整備 ② 住宅環境の整備 ③ 移動、交通手段の整備		
	(5) 防災等対策の推進	① 防災対策の推進 ② 防犯対策の推進		
	(6) 情報のバリアフリー化の推進	① 情報活用の利便性の向上 ② 意思疎通(コミュニケーション)支援の推進		
	<p>2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり (自立・社会参加の拡大)</p> 	(1) 雇用の拡大、就業の促進	① 雇用の拡大、就労支援の充実 ② 福祉的就労の充実と工賃の向上 ③ 障害者の職業能力開発の推進	
		(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実	① インクルーシブ教育システムの推進 ② 早期教育の充実・学校教育の充実 ③ 特別支援教育の人材育成 ④ 生涯学習、社会教育の充実 ⑤ 充実した教育、療育の実施 ⑥ 高等教育における支援の推進	
		(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進	① スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進 ② 社会参加の促進	
		<p>3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり (保健・医療・福祉サービスの充実)</p> 	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	① 保健・医療サービスの充実 ② 障害福祉サービス等の充実 ③ 精神障害者の保健・医療・福祉の充実 ④ 総合リハビリテーションシステムの整備 ⑤ 福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進 ⑥ 各種制度の周知
			(2) 発達障害児(者)等の支援	① 発達障害児(者)に対する総合的な支援 ② 高次脳機能障害者についての支援 ③ 難病患者等についての支援
			(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上	① 保健、医療の専門職員の養成、確保 ② 福祉サービスの人材確保、資質の向上

# 1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）



## （1）権利擁護に関する施策の総合的な推進

障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、障害のある人に対する差別や偏見、権利利益の侵害をなくし、人としての権利が保障されるよう、特に障害のある女性や障害のある児童に配慮しながら障害のある人の権利擁護を推進します。

### ①沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的推進

障害のある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指して、障害のある人が安全・安心に暮らすことができるよう、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成 25 年沖縄県条例第 64 号）」に基づき、障害のある人の権利擁護に関する施策を総合的に推進します。

そのため、障害のある人に対する理解の不足、誤解や偏見及び障害を理由とする差別等をなくしていくため、市町村等と連携協力して障害のある人の権利擁護を推進する体制を構築します。

また、障害のある人の相談に携わる相談員の資質向上を図るため、障害のある人からの相談や障害のある人の権利擁護に関する相談研修を実施するとともに、県行政窓口等における行政サービス向上のため県職員に対し障害のある人に対する理解を深めるための研修などを行ないます。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」との整合を図りながら、障害を理由とする差別等のものさしを県民に示し、すべての県民が日常的な権利擁護のルールとして共有し、ともに支えあう社会づくりに取り組みます。

- ◆障害を理由とする差別等の禁止などについての県民の関心と理解を深める広報
- ◆市町村等と協力した障害のある人の権利擁護に関する相談体制の構築
- ◆障害のある人の権利擁護に関する相談研修の実施
- ◆行政サービス向上のための県職員に対する研修の実施
- ◆障害を理由とした差別等の禁止
- ◆窓口等におけるサービス向上のためのテキスト等の提供

### ②権利擁護システムの強化・推進

障害者の権利侵害に関する問題を処理する第三者機関の設置については、障害当事

1 者の参画を確保します。また、成年後見制度など障害者の自立と社会経済活動におけ  
2 る権利を擁護する制度の利用促進を図ります。

3 福祉サービスに関する苦情については、事業者の苦情解決体制（苦情受付担当者、  
4 苦情解決責任者、第三者委員の配置）の整備と対応を促進し、事業者段階での解決が  
5 困難な場合は、沖縄県社会福祉協議会の「福祉サービス運営適正化委員会」において  
6 解決に努めます。

7

8 ◆日常生活自立支援事業の推進体制の強化

9 ◆成年後見制度の利用促進

10 ◆障害者110番の充実

11 ◆福祉サービスに対する苦情解決体制の充実

12

### 13 ~~③第三者評価等によるサービスの向上~~

14 ~~個々の障害者のニーズに対応した福祉サービスの質の向上を図るため、公正・中立~~  
15 ~~な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その評価結果を活用すること~~  
16 ~~で、利用者の適切な福祉サービスの選択にも資するよう推進します。~~

17

18 ◆~~第三者評価事業による外部評価及び自己評価の継続的な取組の推進~~

19

### 20 ~~④③~~障害者虐待防止の推進

21 障害者の尊厳を擁護する社会の実現に向け、障害者に対する虐待防止の推進に努め  
22 ます。そのため、障害者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護  
23 並びに虐待を受けた障害者や虐待を行った家族等へのカウンセリング、自立の支援等に  
24 取り組めます。

25 また、障害者虐待を行った障害福祉サービス事業所等に対し、障害者虐待が起こら  
26 ないよう関係機関と連携し、研修等を行います。

27

28 ◆障害者虐待に係る通報義務の啓発広報活動

29 ◆障害者虐待の予防及び早期発見

30 ◆沖縄県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センターの周知及び活用

31 ◆虐待を受けた障害者の保護と支援

32 ◆虐待を受けた障害者や虐待を行った家族等へのカウンセリング

33 ◆自立支援を支援する専門的人材の確保及び資質の向上

34 ◆障害者虐待の防止に関するネットワーク会議の設置

35

### 36 ~~⑤④~~権利擁護機関の連携・ネットワークの形成

37 障害者の権利を擁護するため、学校、警察などの関係機関並びに民間団体等との連  
38 携強化、ネットワークの形成を図ります。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38

◆障害者の権利擁護に関する関係機関並びに民間団体等との連携強化

④⑤選挙に際しての配慮

選挙公報の発行に当たっては、市町村に対し、点字版や音声版の配布を行ないます。また、障害のある人が円滑に投票できるよう、障害特性に応じた情報提供を行なうとともに、投票所の施設や設備について、必要な措置を講じるよう努めます。

◆点字版や音声版の選挙公報の配布

◆投票所のバリアフリー化の促進

(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化

障害者が地域社会の一員として、安心していきいきと生活するには、住民の「心のバリア」が大きな障壁となります。これらを取り除き、障害者と地域住民が共生する社会を実現するため、障害や障害者に対する理解を深める広報啓発活動や障害者理解を深める教育の実施並びに障害者と住民との交流機会の拡大を図ります。

①広報啓発活動等の推進

障害や障害者に対する理解を深めるため、障害者の活動状況等をテレビやラジオ、新聞などのマスメディアを通して広く県民に周知するとともに、障害者団体及び民間企業やNPOと連携したイベントを開催するなど、計画的かつ効果的な広報啓発活動を推進します。

さらに、障害者が地域社会において安心していきいきと生活できるように、公共サービス従事者の障害や障害者に対する理解の促進を図ります。

◆広報啓発活動の充実

◆障害者週間に関する事業の実施

◆精神保健福祉普及月間に関する事業の実施

◆発達障害啓発週間に関する事業の実施

◆難病、内部障害等に関する啓発を図るための取組

◆公共サービス従事者の障害や障害者に対する理解の促進

◆福祉マークなどシンボルマークの普及

②障害や障害者に対する理解を深める教育の推進

障害者に対して差別や偏見等のない社会をつくるため、幼児期から障害や障害者に対する理解を深める教育に努めます。

幼稚園、小中高等学校においても特別支援学校との交流を促し、障害や障害者への

1 理解を深めるための教育を推進します。

2 おきなわ県政出前講座などにより、沖縄県における障害者施策について、県民の理  
3 解を深めるよう取り組みます。

4

5 ◆保育所等から学校教育における障害や障害者に対する理解を深める教育の充実

6 ◆学校における障害者理解促進のための「こころのバリアフリー化」の推進

7 ◆おきなわ県政出前講座の実施

8

### 9 ③ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制

10 障害者と地域住民が共生する社会を実現するためには、住民一人ひとりの「心のバ  
11 リア」を取り除く必要があります。

12 ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等それぞれの特性を生かしたネッ  
13 トワークの形成を図ることにより、住民と障害者との交流、共通理解を促します。

14 また、障害の種別を超えて障害者同士の相互理解を深めるとともに、障害者が障害  
15 者同士を支えあう協力体制の構築に努めます。

16 こうした地域で活動するボランティアなどの協力体制を確保するために、これら団  
17 体の活動支援に努めます。

18

19 ◆ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等のネットワークの形成

20 ◆ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の活動支援

21

22

### 23 (3) 相談支援の充実

24 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を  
25 中心に相談支援体制の整備を図ります。

26

#### 27 ①相談支援の充実

28 市町村など身近な地域における性別、年齢、障害の区分、障害の種類別や程度、ラ  
29 イフステージに応じた障害者に対する適切な支援の入り口として、相談支援体制の充  
30 実に努めます。

31 また、自立支援協議会の活性化や関係機関とのネットワークの強化を図ります。

32 さらに、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、障害当事者やその家族、障害  
33 者団体によるピアカウンセリング等の充実、離島における相談支援体制の充実に向け  
34 た支援を行います。

35

36 ◆障害の区分及び障害の種類別等に応じた相談支援体制の充実

37 ◆障害保健福祉圏域における相談支援の充実

38 ◆自立支援協議会の活性化

- 1 ◆障害保健福祉圏域における地域ネットワーク構築の促進
- 2 ◆相談支援専門員等の養成・確保並びに資質の向上
- 3 ◆医療的ケアの必要な障害児（者）への相談員の対応力強化
- 4 ◆障害者団体等によるピアカウンセリング等の充実
- 5 ◆離島における相談支援体制の充実支援

## 7 ②障害者のエンパワメント支援

8 障害者のエンパワメントを高めるため、当事者活動の支援体制を強化するとともに、  
9 ピアカウンセリング等の充実を図ります。

- 11 ◆障害者のエンパワメントを高める当事者活動に対する支援体制の強化
- 12 ◆ピアカウンセリング等の充実

## 15 (4) 人間優先の福祉のまちづくり

16 障害者を含めたすべての人が安心して生活できるように、「沖縄県福祉のまちづく  
17 り条例（平成9年沖縄県条例第5号）」に基づき、公共施設、道路・公園、交通機関な  
18 ど公共空間のバリアフリー化を促進するとともに、生活の場となる住宅のバリアフリ  
19 ー化の啓発に努めます。

20 また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第  
21 91号）」の普及啓発を図るとともに、ユニバーサルデザインを推進し、障害者を含め  
22 すべての人が利用しやすい施設の改修並びに新規整備を促進するなど、人に優しい福  
23 祉のまちづくりに取り組みます。

## 25 ①公共空間等の整備

26 障害者の社会活動を促すため、多くの人が利用する公共施設や民間施設などのバリ  
27 アフリー化を進めます。また、バリアフリーを伴う施設の改修並びに新規整備に当た  
28 っては、障害者を含めすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努め  
29 ます。

30 さらに、スポーツ・レクリエーション活動及び文化芸術活動などを含め、障害者の  
31 様々な社会活動における障害者のニーズに対応した公共空間等の整備並びに適正利  
32 用を促進します。

- 34 ◆福祉のまちづくりの推進
- 35 ◆公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進
- 36 ◆沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針によるユニバーサルデザインの普及
- 37 ◆パーキングパーミット制度の導入の検討
- 38 ◆多目的トイレ、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）等の公共空間等の適正

1 利用の促進

2 ◆観光バリアフリー化の推進

3 ◆都市公園のバリアフリー化の推進

4

## 5 ②住宅環境の整備

6 障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の  
7 障害特性に適切に対応した住宅のバリアフリー化を促進するとともに、民間賃貸住宅  
8 における入居支援に努めます。また、公営住宅については、障害者の入居優遇並びに  
9 バリアフリー対応の住宅整備に努めます。さらに、障害者の地域移行の促進のため、  
10 民間賃貸住宅等の活用も含めたグループホームの整備に努めます。

11

12 ◆民間住宅のバリアフリー化の支援

13 ◆民間賃貸住宅入居支援

14 ◆沖縄県居住支援協議会の運営

15 ◆公営住宅のバリアフリー化の推進

16 ◆公営住宅の入居優遇措置

17 ◆グループホームの整備促進

18

## 19 ③移動、交通手段の整備

20 障害者の活動範囲を拡げ、社会参加を促すために、自家用自動車改造への助成や障  
21 害者が安心して利用できる公共交通機関のバリアフリー化の推進を図るとともに、低  
22 床バスの導入及びコミュニティバスや福祉交通等の移動抵抗の小さい交通手段の導  
23 入により、障害者の移動手段の確保に努めます。

24 また、空港や港湾等のバリアフリー化を進めます。さらに、視覚障害者用信号機等  
25 の整備促進や歩道の障害物撤去など住民のマナー向上に努めるとともに、障害者が障  
26 害の特性に応じて安心して安全に歩いて暮らせる環境づくりを推進します。

27

28 ◆自家用自動車改造への助成

29 ◆公共交通のバリアフリー化の推進

30 ◆低床バスの導入促進

31 ◆コミュニティバスや福祉交通等の導入支援

32 ◆空港及び港湾等のバリアフリー化の推進

33 ◆視覚障害者用信号機等の整備促進

34 ◆歩行空間等のバリアフリー化の推進

35 ◆エスコートゾーン・視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の整備促進

36

37

## 1 (5) 防災等対策の推進

2 障害者が地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、災害の予防、発生時  
3 の対応、復旧・復興を含めた総合的な防災対策の推進並びに防犯対策の充実を図りま  
4 す。

### 6 ①防災対策の推進

7 災害時の緊急連絡や避難方法及び支援者の確保など、地域において個々の障害特性  
8 に応じた対策を促進します。また、障害者の防災意識の向上により災害被害の軽減を  
9 促すため、啓発活動及び避難訓練の実施に努めます。

10 また、障害特性等に配慮した情報伝達や地域の実情に応じた避難支援が行われるよ  
11 う避難支援体制の整備に努めます。

12 さらに、災害時における心のケアに関する支援体制の整備に取り組みます。

14 ◆防災訓練及び避難訓練の実施

15 ◆災害時要援護者支援の促進

16 ◆福祉避難所の整備及び指定の促進

17 ◆全国瞬時警報システム及び市町村防災行政無線の整備促進

18 ◆災害時の対応を想定した関係機関等における連携強化

19 ◆災害時・災害後における心のケアに関する支援体制の整備

20 ◆社会福祉施設の耐震化

### 22 ②防犯対策の推進

23 警察への緊急通信体制の強化とともに、防犯に関する相談対応並びに身近な犯罪や  
24 事故の発生状況、防犯上のノウハウ等の安全確保に必要な情報提供など、防犯対策の  
25 充実を図ります。

27 ◆防犯に対する相談対応

28 ◆防犯に対する情報提供

## 31 (6) 情報のバリアフリー化の推進

32 障害者の積極的な社会参加並びにエンパワメントを図るため、情報リテラシー（情  
33 報活用能力）の向上並びにコミュニケーション支援の強化を図ります。

### 35 ①情報活用の利便性の向上

36 I C T（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図るとともに、情報のバリア  
37 フリー化の推進に努めます。障害者のニーズに応じた情報内容及び伝達方法の充実を  
38 図るとともに、特に情報の入手が困難な視覚障害者や聴覚障害者に対しては容易に情



1 報を伝えることのできる情報伝達手段の充実に努めます。  
2 また、自治体のホームページ等において、アクセシビリティ指針に基づいた情報の  
3 バリアフリーの促進に努めます。

4

5 ◆ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実

6 ◆視聴覚障害者情報提供施設の充実

7 ◆点字広報、音声広報等の促進

8 ◆情報特性に配慮した情報の提供の促進

9 ◆情報伝達機器の利用の促進

10 ◆コミュニケーション手段の充実

11 ◆自治体における情報バリアフリーの促進

12 ◆店舗、施設等のバリアフリー情報の充実・提供

13

## 14 ②意思疎通（コミュニケーション）支援の推進

15 意思疎通（コミュニケーション）支援を必要とする視聴覚障害者に対する、手話通  
16 訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を促進するとともに、これ  
17 らの派遣体制の強化を図ります。

18 また、手話を使い生活を営むろう者とうろう者以外の者が互いに理解し合える地域社  
19 会の構築を目指し、「沖縄県手話言語条例（平成 28 年 3 月 31 日沖縄県条例第 19 号）」  
20 に基づき、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、これらの手話  
21 の普及に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、  
22 手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する  
23 施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

24

25 ◆手話通訳者の設置促進

26 ◆手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣促進

27 ◆盲ろう者向け通訳・介助員の研修への派遣

28 ◆手話通訳者等の養成研修の促進

29 ◆手話通訳者等の派遣体制の充実

30

## 2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）



### （１）雇用の拡大、就業の促進

障害者が働くことは、単に経済的な自立にとどまらず、社会参加や生きがいにもつながる大切なことです。障害者が働き続けることのできる環境を整備するため、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態に合わせて働ける就労機会の条件整備に努めます。

また、福祉施設における雇用の場の拡大及び工賃の向上を図るとともに、職業能力開発の推進を図ります。

#### ①雇用の拡大、就労支援の充実

障害者の雇用拡大を図るため、県、市町村において障害者雇用を促進するとともに、障害者の継続的な就労や職場定着を支援するため、ハローワークや沖縄障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、企業に対して障害者雇用率制度の普及啓発活動を行うほか、雇用及び福祉の関係機関とも連携し、障害者や企業への相談支援体制の整備に努めます。

また、障害者の個々の能力や適性、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態に合わせ社内業務の選定や創出の支援、職場実習のあっせんや障害特性を踏まえた雇用管理の助言等に加え、在宅就労や短時間雇用等の促進、事業所のバリアフリー化や経営者及び従業員の意識啓発を促すなど、障害者が快適に働き続けることができる就労環境の形成に向けた啓発に努めます。

さらに、障害者雇用に積極的な事業所の表彰、障害者雇用に貢献する製品やサービスの奨励、ICT（情報通信技術）を活用した就業機会の拡大、障害者の起業支援など支援体制の推進に努めます。るとともに、医療・福祉・教育と連携し、個々の性別、障害の種類別や程度、健康状態に合わせた職業能力開発の充実を図ります。

こうした取組や支援に加え、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

- ◆ハローワークや沖縄障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの利用促進
- ◆就労機会拡大に向けた職場実習のあっせんや新たな職域の開拓
- ◆障害者雇用率制度の普及啓発活動
- ◆企業に対する障害者雇用の啓発、相談指導體制の充実
- ◆障害者雇用に積極的な事業所の表彰及び優秀勤労者の表彰
- ◆障害者就業・生活支援センターによる障害者相談支援体制の充実
- ◆ICTを活用した就業機会の推進
- ◆障害者起業等の支援
- ◆障害者就職面接会への手話通訳者の派遣

- 1 ◆障害者職場適応訓練の推進
- 2 ◆職業能力開発校における職業訓練の充実
- 3 ◆医療・福祉・教育と連携した職業リハビリテーションの充実
- 4 ◆福祉施設から一般就労への移行促進

## 6 ②福祉的就労の充実と工賃の向上

7 一般就労が困難な障害者の就労意向が尊重され、就労に必要な知識や技術の習得が  
8 なされるよう、サービス事業者の支援体制の向上に努め、福祉的就労の充実を図りま  
9 す。また、福祉施設における雇用の拡大及び工賃の向上を図ります。

- 10
- 11 ◆就労に必要な知識及び能力の向上
- 12 ◆福祉的就労における工賃向上の推進
- 13 ◆「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達に関する法律（平成 24 年  
14 法律第 50 号）」等に基づく官公需の優先発注の推進
- 15 ◆福祉施設における雇用の場の拡大
- 16 ◆福祉施設及び就労支援事業におけるコンサルタント及びアドバイザー派遣による  
17 工賃向上の推進

## 19 ③障害者の職業能力開発の推進

20 ~~医療・福祉・教育と連携し、個々の性別、障害の種類別や程度、健康状態に合わせ~~  
21 ~~た職業能力開発の充実を図ります。~~

- 22
- 23 ~~◆職業能力開発校における職業訓練の充実~~
- 24 ~~◆医療・福祉・教育と連携した職業リハビリテーションの充実~~

## 27 (2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実

28 障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすこと  
29 ができる共生社会の実現に向けては、インクルーシブ教育システムの推進が必要です。  
30 そのため、障害のある子供たち一人ひとりが、障害の特性及び程度に応じて、きめの  
31 細かな支援を受け、自立した社会生活が営めるように、乳幼児期から学校卒業まで一  
32 貫した教育・療育体制の充実に努めます。また、障害のある子供たちやその家族が望  
33 む就学先の選択肢が広がるよう就学指導體制の充実を図ります。

## 35 ①インクルーシブ教育システムの推進

36 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことを原則に、障害  
37 のある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、合理的配慮及び必要な支援  
38 を提供できる仕組みの整備を進めます。また、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本

1 人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状  
2 況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みにより、就学先の選択肢が  
3 広がるよう就学指導体制の充実を図ります。

#### 4 5 ◆インクルーシブ教育システムの構築

### 6 7 ②早期教育の充実・学校教育の充実

8 乳幼児期における障害のある子供の障害特性に応じた育児等を行うため、保護者へ  
9 の相談・支援体制を強化するとともに、保育所等における障害児保育の充実及び幼稚  
10 園における特別支援教育の充実を図り、幼児期から互いの存在を認め合う社会の実現  
11 に努めます。

12 特別支援学校については、在籍する幼児児童生徒の教育・指導だけでなく、地域に  
13 おける特別支援教育のセンター的役割として、障害のある幼児児童生徒及びその保護  
14 者に対する相談支援を行うとともに、幼稚園、小・中学校や高等学校等に対しても教  
15 育的支援を行う体制の整備に努めます。また、児童生徒の社会的・職業的自立を促す  
16 ため、日常生活指導や進路指導をするとともに、障害のない児童生徒とともに学習す  
17 る交流及び共同学習の充実を図ります。

18 幼稚園、小・中学校、高等学校についても障害のある幼児児童生徒の受入れ体制を  
19 強化するとともに、学校選択の枠を広げ、共に学ぶ環境の中で互いの権利を尊重でき  
20 る教育の実現に努めます。

21 これらの教育施設については、基礎的環境整備の充実として、バリアフリー化を推  
22 進するなど、障害のある幼児児童生徒が学習しやすい環境を整備します。

#### 23 24 ◆保護者への相談・支援体制の強化

#### 25 ◆就学前教育の充実

#### 26 ◆特別支援学校のセンター的機能の強化

#### 27 ◆教育施設の基礎的環境整備の充実

#### 28 ◆小・中学校、高等学校における「総合的な学習の時間」等の中での福祉に係る課題 29 への対応

### 30 31 ③特別支援教育の人材育成

32 障害のある子供たちの教育を行うには、教育や医療、リハビリテーションなど様々  
33 な専門家の協力が必要となることから、これら関係機関の連携強化を促すとともに、  
34 特別支援教育に携わる教諭の専門性や指導力の向上を図ります。

#### 35 36 ◆専門職員の養成

#### 37 ◆特別支援教育に向けての教員研修の実施

1 ④生涯学習、社会教育の充実

2 障害者の学習意欲や個々の能力開発を支援するため、生涯学習に関する情報提供や  
3 一人ひとりの障害特性に配慮した生涯学習の場の提供に努めます。

4

5 ◆社会教育施設の整備

6 ◆生涯学習機会の充実

7 ◆視覚障害者等の読書環境の整備

8

9 ⑤充実した教育、療育の実施

10 障害のある子供一人ひとりの障害の特性や発育段階に応じて、就学前から学校卒業  
11 後までの個別の教育支援計画については、障害のある子供並びにその保護者・家族及  
12 び福祉関係機関・施設と連携のもと策定するとともに、一貫した相談支援体制を強化  
13 し、教育・療育の充実に努めます。

14 なお、肢体不自由児等の療育施設については、施設に入所している障害児以外の障  
15 害児等へ施設を開放するなど、地域利用型施設へと機能強化を図ります。

16

17 ◆障害児の一貫した相談支援体制の強化

18 ◆個別の教育支援計画の策定

19 ◆療育施設の機能の強化

20

21 ⑥高等教育における支援の推進

22 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に  
23 参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮及び施設の  
24 バリアフリー化を推進するなど安心して学習できる環境の形成に向けた啓発に努め  
25 る。

26

27 ◆大学や専門学校など高等教育における障害のある学生への支援体制の形成に向け  
28 た啓発

29

30

31 (3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進

32 障害者が地域生活の中で、社会の一員として生きいきと暮らせるように、障害者の  
33 ニーズを踏まえながら、社会参加の促進に向けた支援体制の強化やスポーツ・レクリ  
34 エーション及び文化芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりに取り組みます。

35

36 ①スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進

37 沖縄県障がい者スポーツ協会や市町村等と連携し、各種スポーツ団体に関する情報  
38 提供に努めるとともに、障害者がスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動等

1 ~~に~~積極的に参加できる環境づくりに取り組みます。また、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動において、障害者が楽しく安全に参加できるよう配慮するとともに、障害者スポーツ指導員の養成やサークル活動の育成並びにイベントなどを通じた障害者と地域住民との交流機会の充実を図ります。

5 さらに、ダイビングやエコツーリズム等観光資源についても、障害の有無に関わらず沖縄らしさを体験できるよう、人材及びプログラム等の充実を支援していきます。

8 ◆各種スポーツ団体に関する情報提供

9 ◆全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣支援

10 ◆沖縄県身体障害者スポーツ大会、沖縄県ゆうあいスポーツ大会の開催

11 ◆障害者がスポーツ・レクリエーション活動及び文化芸術活動等に参加できる環境づくり

13 ◆スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等に関する情報提供の充実

14 ◆スポーツ・レクリエーション活動の支援強化

15 ◆文化芸術活動の支援強化

16 ◆観光人材・プログラム等の充実

17 ◆障害の特性に応じた競技指導のできる障害者スポーツ指導員の養成

## 19 ②文化芸術活動の促進

20 障害者が文化芸術等を鑑賞・参加・創造することができるよう障害の特性に応じた環境の整備や情報の提供に努めます。また、障害者の文化芸術活動の発表の機会や交流の促進に努めます。

24 ◆障害者が文化芸術活動等に参加できる環境づくり

25 ◆文化芸術活動等に関する情報提供の充実

26 ◆文化芸術活動の支援強化

## 28 ②③社会参加の促進

29 障害者の社会参加を促すため、障害者のニーズを的確に把握するとともに、当事者団体や支援団体に対する支援、個々の障害特性に配慮した環境整備や情報の提供など、社会参加の促進に向けた支援体制の強化に努めます。

33 ◆障害者のニーズの把握

34 ◆障害の特性に配慮した環境整備や情報提供及び支援体制の強化

35 ◆社会活動メニューの充実



### 3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり(保健・医療・福祉サービス充実)



#### (1) 保健・医療・福祉サービスの充実

障害者が安心して暮らせるような保健・医療サービスの充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の予防並びに早期発見、早期治療に努めます。また、医療や医学的リハビリテーションの充実を図り障害を軽減するとともに、障害の重度化・重複化の予防に努めます。

また、障害者が地域社会の中で生活するには、個々の障害特性によって異なる多様なサービスが、身近な地域で供給される必要があります。これらの多様なニーズに応えるため、地域と十分に連携しながら、地域の社会資源を最大限に活用して障害福祉サービス等の充実に努めます。

#### ①保健・医療サービスの充実

妊産婦の健康教育や健康診査、乳幼児検診の充実など障害の原因となる疾病の早期発見及び早期治療体制を強化するとともに、障害の原因となる生活習慣病等の予防や障害者の歯科治療など、県民の健康づくりを推進します。

また、疾病に対して適切な治療が受けられるように、専門医療機関や地域の医療機関の充実及び関係機関との連携強化を促すとともに、障害者の健康を維持するため、保健・医療サービスと福祉サービスの連携強化を図ります。

このような保健・医療サービスについては、障害者が入手しやすい手段を用いた情報提供の充実を図るとともに、保健所、福祉事務所、児童相談所や各市町村などの身近な地域における相談・指導体制の強化を図ります。

さらに、障害の原因となる疾病を早期発見して、適切な医療、リハビリテーションの提供により、障害の軽減及び二次障害の予防に努めます。

◆性別やライフステージごとの健康課題に応じた健康づくりの推進

◆疾病の早期発見、早期治療による障害の予防

◆障害者の保健・医療体制の充実

◆障害児(者)全身麻酔下歯科治療の実施及び口腔ケアの実施

◆地域完結型の歯科医療体制の推進

◆認知症疾患医療センターの運営

◆脊髄損傷者等に対する急性期医療体制の充実

◆保健・医療サービスの相談・指導体制の強化

◆保健・医療に関する情報提供の充実

◆医学的リハビリテーションの充実

## 1 ②障害福祉サービス等の充実

2 障害者が安心して日常生活を送るには、介護や家事等の日常生活上の支援や外出時  
3 の介助など様々な場面での支援が必要とされ、求めるサービスは障害の種類や程度に  
4 よって異なります。これらの多様なニーズに対して、訪問系サービスの充実と合わせ  
5 て、相談支援の強化を図り、障害者本人の意思決定を最大限に考慮し、個々のニーズ  
6 に適したサービスの供給に努めます。

7 また、障害者及びその家族が抱える様々な問題に対する相談窓口の強化や、障害者  
8 の社会参加を促す地域情報の提供を行うなど、市町村と十分に連携しながら、身近な  
9 地域における総合的な支援体制の充実に努めます。

10 日中活動系サービス事業所については、福祉施設入所者及び入院中の精神障害者の  
11 地域生活への移行による新たな利用者の増加も考慮し、希望する障害者が必要とする  
12 日中活動系サービスを受けることができるよう、障害保健福祉圏域を単位として、障  
13 害福祉サービス事業所の設置を促進し障害者の地域生活を支援します。

14 居住系サービスについては、施設入所支援サービスの提供体制の確保、障害保健福  
15 祉圏域を単位とするグループホームの提供体制の整備を促進します。

16 さらに、障害者が、身体障害者手帳や療育手帳など、様々なサービスを円滑に受け  
17 られるよう事務の迅速化を図るとともに、離島地域への巡回相談及び判定を実施しま  
18 す。

19 個々の障害者のニーズに対応した福祉サービスの質の向上を図るため、公正・中立  
20 な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その評価結果を活用すること  
21 で、利用者の適切な福祉サービスの選択にも資するよう推進します。

22

23 ※障害福祉サービスに係る詳細な個別具体的内容や見込量等については、「沖縄県障  
24 害福祉計画」に位置づけています。

25

26 ◆利用者のニーズに即した障害福祉サービスの充実

27 ◆相談支援体制の充実

28 ◆矯正施設退所障害児（者）への相談支援、受け入れ体制の整備

29 ◆日中活動系サービス事業所を拠点とした地域生活や就労の促進

30 ◆グループホームの提供体制の整備

31 ◆医療的ケアが必要な障害児（者）への支援充実

32 ◆身体障害者手帳、療育手帳の発行

33 ◆身体障害者更生相談所（知的障害者更生相談所）による離島地域に対する巡回相談  
34 及び判定の実施

35 ◆地域の実情に合わせた、共生型サービスの活用促進

36 ◆第三者評価事業による外部評価及び自己評価の継続的な取組の推進

37

38



1  
2 **③精神障害者の保健・医療・福祉の充実**

3 精神障害者については、早期の精神科医療の提供、人権の配慮や精神科救急医療体  
4 制による緊急時の対応など保健・医療体制の一層の充実を図るとともに、精神科病院  
5 からの退院、地域移行を促進し社会的入院の解消を進めるため、地域定着に向けた支  
6 援や地域生活に必要な支援体制の強化に努めます。

7  
8 ◆精神障害者の保健・医療の充実

9 ◆精神科救急医療体制による緊急医療体制の確保

10 ◆精神障害者の社会的入院の解消、精神科病院からの地域移行の促進及び地域定着支  
11 援の強化

12 ◆地域生活に必要な支援体制の強化

13 ◆精神障害者保健福祉手帳の発行

14  
15 **④総合リハビリテーションシステムの整備**

16 ~~障害者が住み慣れた地域や家庭において、自立した日常生活や社会生活を継続して~~  
17 ~~いけるようにするため、医療施設や福祉施設、市町村、保健所等が連携し、医学的リ~~  
18 ~~ハビリテーションによる身体機能の回復、職業リハビリテーションによる職業能力の~~  
19 ~~向上、諸サービスを活用した社会参加を促していくなど、地域における総合的なリハ~~  
20 ~~ビリテーションシステムの整備を図ります。~~

21  
22 ◆~~総合リハビリテーションシステムの整備~~

23  
24 **④⑤福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進**

25 障害者が住み慣れた地域で豊かに暮らしていくためには、人による支援だけでなく、  
26 自立生活をサポートする福祉用具や身体障害者補助犬を積極的かつ効果的に活用す  
27 ることが求められます。これは介護負担の軽減や支援の効率化など、介護等の支援者  
28 を支援する手段としても有効であると考えられます。

29 介護に必要な福祉用具及びその情報等を誰もが容易に入手することができ、適切に  
30 使用することができるよう沖縄県介護実習・普及センターの相談体制の充実に努めま  
31 す。

32 また、補装具や日常生活用具に係る給付や相談支援、身体障害者補助犬の利用促進  
33 など、障害者の日常生活の利便性の向上に取り組みます。

34  
35 ◆沖縄県介護実習・普及センターの相談体制の充実

36 ◆補装具や日常生活用具の給付等の相談支援

37 ◆身体障害者補助犬の利用促進

## ④⑤各種制度の周知

障害者が安心して暮らし、生活できるよう、医療費の公費負担制度、障害年金や特別障害者手当など各種制度の周知に努めます。

また、身体障害者手帳等所持者の各種減免制度や障害福祉サービス等に関する相談支援について周知を行い、障害者の自立と社会参加を推進します。

◆自立支援医療制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）の周知

◆重度心身障害児（者）の医療費助成の周知

◆障害年金や特別障害者手当など各種制度の周知

◆生活福祉資金貸付制度の周知

◆心身障害者扶養共済制度の周知

◆身体障害者手帳等所持者の各種減免制度の周知

◆相談支援に関する周知

◆一定の障害がある65歳以上74歳未満の方を対象とした後期高齢者医療制度の周知

## （２）発達障害児（者）等の支援

発達障害の早期発見から早期対応を図るための体制の充実に向け、発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援及び就労支援など総合的に支援します。

また、高次脳機能障害や難病等に対する正しい理解を促進するための普及啓発並びに相談支援などの充実を図ります。

### ①発達障害児（者）に対する総合的な支援

発達障害児（者）やその家族等のニーズを捉え、発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援など発達障害児（者）に対する総合的支援の拠点となる沖縄県発達障害者支援センターの拠点機能の充実、発達障害に関する普及啓発及び支援にあたる人材の育成に努めます。

また、当事者家族を含めた関係機関、市町村、福祉事務所、児童相談所、児童発達支援センター、学校等との連携を図り、発達の気になる段階を含め、各ライフステージに応じた支援が切れ目なく行われるよう、地域における支援体制の整備を推進します。

◆健診等を通じた発達の気になる段階での発達支援

◆沖縄県発達障害者支援センターの拠点機能の充実

◆障害児等療育支援事業の実施

◆発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援の充実

◆関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

## ②高次脳機能障害者についての支援

高次脳機能障害の支援拠点機関において、正しい理解を促進するための普及啓発、専門的な相談支援の充実、関係機関との支援ネットワークの充実、支援手法等に対する研修等を行うなど、高次脳機能障害者の支援体制の充実を図ります。

◆高次脳機能障害に対する正しい理解の促進

◆高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援の充実

◆高次脳機能障害の支援拠点機関の支援体制の充実

## ③難病患者等についての支援

従来、「障害者自立支援法」で障害福祉サービスの受給対象とならなかった難病等について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年法律第123号）」への改正により、平成25年4月からその受給対象となりました。

難病患者等の支援については、沖縄県難病相談・支援センターと連携して、難病等に対する正しい理解の促進、難病患者等への障害福祉サービス利用の周知及び難病患者等自身が力をつけることへの支援など、難病患者等の自立を支援します。

また、小児慢性特定疾病児童等の支援についても、医療費助成制度及び日常生活用具の給付を実施するなど、日常生活の質の向上を図ります。

◆難病等に対する正しい理解の促進

◆難病患者等への障害福祉サービス利用の周知

◆沖縄県難病相談・支援センターの拠点機能の強化

◆難病患者等の自立支援

◆難病患者等のピアサポート体制の強化

◆小児慢性特定疾病医療費助成制度の実施

◆小児慢性特定疾病児童等の日常生活の質の向上支援

## （3）障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上

障害者が、社会の一員として、安心して日常生活を送り、積極的に社会参加を実現するには、様々な場面で多くの人々の支援を必要とします。そのために、これらの人材の養成、確保並びに資質の向上に努めます。

### ①保健、医療の専門職員の養成、確保

医師、看護師や保健師、精神保健福祉士とともに、医学的リハビリテーションにおいて重要な理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などの専門職員の養成、確保に努めます。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16

◆保健、医療人材の養成、確保

②福祉サービスの人材確保、資質の向上

障害者の自立した生活や社会参加を促すため、社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士などの専門職員の養成、確保に努めます。

また、障害者のニーズに沿った福祉サービスの調整を行う相談支援従事者や障害福祉サービス事業所におけるサービス管理責任者、そして、障害者の地域での自立生活を支援する手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び資質の向上を図るための研修の充実に努めます。

さらに、障害者の日々の生活を支援するホームヘルパー（居宅介護従事者）やガイドヘルパー（移動支援従事者）などの障害者のニーズに応じた人材の確保に努めます。

◆福祉人材の養成、確保

◆福祉サービスの人材確保、資質の向上

## 第5次沖縄県障害者基本計画策定に係る行程表(R3年度)

令和3年度

令和3年11月8日現在

